

「公務員の仕事に関する法現場での比較学習」









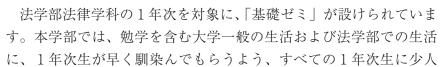


目 次 TABLE OF CONTENTS

砂田 太士 法学部長 挨拶	1			
2013年度 東京研修報告 基礎演習 担当:折登美紀				
研修報告記				
1. 最高裁判所				
2. 明治大学博物館 (刑事部門)				
3. 衆議院				
4. 国立国会図書館	6			
5. 東京証券取引所	7			
6. 日本銀行本店	8			
7. 防衛省・市ヶ谷記念館	9			
8.靖國神社・千鳥ヶ淵戦没者墓苑	10			
9. 東京高等検察庁	12			
10. 文部科学省	13			
11. 法務史料展示室	14			
2013年度 東京研修報告 基礎演習 担当:岡本信一	15			
研修報告記	16			
1. 国会議事堂 (参議院)	16			
2. 法務省法務史料展示室	17			
3. 文部科学省情報ひろば	18			
4. 最高裁判所	19			
5. 警察博物館	20			
6. 国立公文書館	21			
7. にしすがも創造舎	22			
8. 豊島区役所 (あうるすぽっと)	23			
9. 内閣府	24			
10. NHK 放送博物館 ·····	25			
11. 久米繊維工業	26			
その他の研修				
福岡地裁				
JICA セミナー				
編集後記				



砂田 太士 法学部長 挨拶





数の演習(いわゆる、ゼミ)を履修してもらっています。基礎ゼミも、この演習科目の一つとして開講されており、将来、公務員として働いてみたい学生を主な対象として、わが国の三権(司法・行政・立法)を中心にその内容を設定しています。種々の公務員の実際の仕事を見聞きすることで、学生に「公務員とはどのような任務を負っているのか」を認識してもらい、さらに広く「働くこととは」を考えてもらい、学生自身の将来の夢または希望へとつながるプログラムです。その中で、毎年、東京研修を行っています。

東京研修は、1年次生のプログラムです。このプログラムは、大学生活に慣れていない、新しい希望を持った学生に、その事前の準備、現地での研修、さらに本報告書をはじめとする研修後の検証を通じて、公務員または行政を肌で感じ、また他人に頼らず自分で考えること、自分で行動すること、また集団として行動することの大切さを理解し実行することを求めています。他人に頼ることなく、また、将来公務員として働くための礎を築くきっかけとなるはずです。

参加した学生には、この研修で得た経験をこれからの大学生活および人生に活かしてもらいたい。基礎ゼミは選抜制のため、この科目は希望者全員が履修することができる科目ではなかったことを十分に理解して、これからの大学生活を過ごしてもらいたい。あなた方が得た経験は、それを得られなかった学生の分まで、活かさなければなりません。この機会は、あなた方だけのものではなく、希望が適わなかった学生、そして、福岡大学法学部、さらには福岡大学にとっても、得がたい機会なのです。

最後に、東京研修につき、企画運営の労を執っていただくのみならず、親身になって学生を指導していただいた本学部の折登美紀教授および岡本信一教授に、紙面を借りて、心より感謝申し上げます。また、今回の東京研修につき、ご支援・ご尽力をいただきました、関係者の皆様方に、心より御礼申し上げます。とくに、以前、行政機関からお越しいただき本学部で教鞭をとっていただいた福井仁史氏、植山克郎氏、小林真一郎氏には、今回のみならず、このプログラム創設時からお世話いただいておりますこと、深謝申し上げます。

2013年度 東京研修報告 基礎演習

担当:折登美紀

福岡で学ぶ学生が、東京にある国会、最高裁判所等を訪れ、レクチャーを受ける機会はめったにな い。この演習は、その貴重な機会を提供している。4月入学したばかりの1年生は、9月に東京で実 施される研修を実のあるものにするため、事前学習として、i)現代社会の実相理解に役立つ書物を 数冊読みノートを作成すること、 ii) 統治に関わるテーマについて学生が発表を行うこと、iii) 東京 での訪問先の組織・権限等について調べることを同時進行でこなしてきた。

事前学習の成果が東京でいかんなく発揮されたか否か。振り返ってみて、学生たちはどう思ってい るだろうか。どこに注意して聞くのか、何を質問するか等、相当準備していたはずである。反省を教 訓として次に活かすことを願っている。

職業は、ドイツ語で Beruf という。動詞は berufen である。berufen は、「召集する」「招く」という 意味があり、「神が人を招いてある場所・地位に置く、就ける」ということを表す。したがって、その 名詞形である Beruf は、「召命」「天職」という意味をも持つ。職業は、単に自分の生存・生活を可能 にする経済的基盤であるのみならず、社会への貢献・寄与等、何らかの「使命」を帯びたものであ る。学生たちには、Berufに就き、自分の「使命」を果たすことができるように、自分の能力を向上 させて欲しい。この研修に際し、学生に能力向上の場、機会を与え、貴重な時間を割いて丁寧かつ真 摯な対応をしてくださった方々に、衷心より感謝を申し上げたい。

■**自己学習指定図書**(各自が読んで「読書ノート」を作成、7月に提出)

- ・樋口陽一『憲法と国家』岩波新書
- ・飯尾潤『現代日本の政策体系』ちくま新書
- ・宮本太郎『弱者99%社会』幻冬舎新書・伊藤周平『雇用崩壊と社会保障』平凡社新書
- ・岩波新書編集部『日本の近現代史をどう見るか』岩波新書

■事前発表テーマ(4月~7月の演習において発表)

- ①憲法の特性、②国会の構成と権限、③行政の組織と権限、④司法権と裁判制度、
- ⑤地方自治、⑥法治主義、⑦公務員制度、⑧住民訴訟、⑨情報公開制度、⑩選挙制度

■東京研修(9月9日~12日、11日のみA班B班の2班に分かれて研修)

9月9日	午後	○最高裁判所 ○明治大学博物館
9月10日	午前午後	○衆議院議員会館(面談) - 衆議院議員:木内均氏、 参議院議員 - 渡辺猛之氏 ○衆議院(案内) - 衆議院事務次長:向大野新治氏 ○国立国会図書館
9月11日	午前 午後	○東京証券取引所 (A班) ○防衛省市ヶ谷 (B班) ○日本銀行本店 (A班) ○靖國神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑 (B班)
9月12日	午前	○東京高等検察庁(レクチャー) - 東京高等検察庁検事: 佃美弥子氏○文部科学省○法務省法務資料展示室



研・修・報・告・記

1. 最高裁判所

(執筆・編集/小淵健太郎・田代香織)

1. 最高裁判所の機能

最高裁判所は上告及び特別抗告について裁判権を持ち、扱う案件は年間1万1千件にのぼる。大法廷審理となるものは少なく、大法廷が使われるのは年に2,3回程度である。私たちが訪問したほんの5日前に、婚外子の相続に関する民法の規定は憲法第14条の法の平等に反するという違憲判決が大法廷で下されたばかりだった。

最高裁判所が他の裁判所と異なる特徴の一つとして、最高裁判所では法律審を行うという点がある。 法律審とは、訴訟当事者などの主張・証拠などによる事実認定は行わず、法律問題だけを判断すること である。最高裁判所以外の裁判所で事実審が行われる。最高裁判所では法律審が行われるため、事実の 内容を討論する尋問は行われない。したがって、速記官はおらず、代わりに裁判の法的内容を記録に残 す、書記官が裁判に立ち会う。

2. 最高裁判所の構造

大法廷の構造上の特徴として、直径14メートルの吹きぬけ、前後に2つずつある西陣織の壁掛け、周囲の壁を覆う10万枚もの御影石などについての説明を受けた。その中でも特に、私は音響設備に興味を持った。前後2枚ずつ、計4枚ある壁掛けの裏には防音パッドが入っており、反響を抑える構造になっている。また、御影石は石と石の間に隙間を開けて組むことで、音を吸収させる構造になっている。このように大法廷は音響にも工夫がなされていた。また、前述の通り、大法廷では事実関係の認定が行われないことから、被告人席や証言台がなく、他の裁判所のように検察官席と弁護人席は向き合っておらず、裁判官のほうを向く形で並んでいる。

最高裁判所1階広間にはテミス像がある。テミス像は欧米諸国の建物にも設置されている。しかし、最高裁判所のテミス像は、目隠しをしていないという点で欧米諸国のものとは異なっている。目隠しはないが、目は閉じている。それは、人の肩書や権力を見ないということを表現している。一方で、左手に剣を持ち、右手に天秤を持つという点では、欧米諸国のものと共通している。左手の剣は正義を、右手の天秤は公正さを表している。

3. 感想

最高裁判所の見学を通じて、非常に印象的だったのは、大法廷である。年に数回しか使われないことや工夫された音響設備など、改めて大法廷の存在が特別であると感じた。また、人の人生を大きく左右させ、変え得る法的判断が下される場所としての厳粛な雰囲気に圧倒された。人々が公平かつ安心して生活していく上で必要不可欠である法。それを学ぶ者として、私たちはその重要性を再認識し、様々な知識を正確に身につけ、より深く理解していかなければならないと感じた。



2. 明治大学博物館(刑事部門)

(執筆/大塚有紗・副島千史)

1. 展示概要

明治大学博物館は、「商品部門」「考古部門」「刑事部門」の3つの部門に分かれている。商品部門は 日本の伝統的手工業製品、考古部門は旧石器時代から古墳時代に至る各時代の出土品が展示されてい るが、私たちは、刑事部門を中心に見学した。

刑事部門では、歴史の教科書で目にする「令義解 (獄令)」「御成敗式目」「今川仮名目録」「甲州法度之次第」「武家諸法度」「生類憐みの令」「大日本帝国憲法」などの史料や、法令・禁令を墨で書いた板札である高札を閲覧した。高札は、墨の筆蹟をそのまま残すようにして、周囲だけが風化・腐食し筆文字の部分だけが浮き出ていており、彫刻作品ように見えた。また、江戸の捕者具・拷問道具、諸外国の処刑道具なども展示されている。中でも、「ギロチン」「ニュルンベルクの鉄の処女」といった処刑道具は日本で唯一の展示資料である。

2. 展示内容

以下、当博物館刑事部門の「江戸時代の捕者・拷問と裁き・仕置きと見懲らし」コーナーについて説明する。これらのコーナーでは、江戸時代の犯人捜査から刑の執行までの過程を学ぶことができた。

事件の捜査に当たる役人は、事件の真相や罪人に関する情報を求める高札を民衆が読みやすい仮名 交じりの文章で書き、高札場に設置した。罪人の情報を提供すれば賞金を与えられることもあった。

逮捕現場では、罪人を無傷で捕まえる道具として、「袖搦」「刺文」「突棒」が使用されていた。証言を得るため、罪人を生け捕りにすることは非常に重要な意味を持っていたのである。

罪人から自白を得るため、老中の許可や医師の立ち合いのもと拷問を行うこともあった。拷問の種類として「海老賣」「答打」「石抱」「釣賣」が挙げられる。

刑罰は、先例を重視した裁判で決められていた。刑種は、軽い罪から、叱、押込、たたき、入墨、追放、遠島、死刑などがあった。死刑も罪状に応じて、軽いやり方から、打ち首、火罪、獄門、磔、 鋸 挽 に区別されている。

3. 感想

実際の展示資料の見学を通して、拷問は非常に恐ろしいものだと思ったが、科学捜査技術が発達しておらず、自白に頼っていた江戸時代では、やむを得ない行為であったと思う。しかし、拷問による虚偽の自白で、冤罪になる者がいてはならない。江戸時代においては、相当数の冤罪があったのではないかと思われる。現在は、科学捜査技術も発展し、なにより憲法で人権が保障されている。刑事手続では、被疑者や被告人の人権も考慮されなければならない。無実の罪で罰せられる人がいてはならず、人権尊重に基づいた、公正かつ客観的証拠に基づく捜査・判断を行わなければならないと思う。



3. 衆議院

(執筆・編集/居石祐一郎・副島千史・筒黎也)

1. 議員によるレクチャー

最初に、衆議院第二議員会館で自由民主党の木内均衆議院委員と渡辺猛之参議院議員から国会議員 の仕事と役割に関するレクチャーを受けた。両議員とも松下政経塾出身である。

木内議員は、長野県佐久市市議会、同県県議会の議員を務め、2012年衆議院選挙で初当選した。木内議員が政治の道に進んだ動機は、小学4年生のとき井出一太郎氏 (1946年~1986年まで衆議院議員を務める) という身近な国会議員への憧れと、子・孫・その子の代まで上京しても帰って来られるような故郷づくりがしたいということであった。また、「衆議院は解散があるため常に臨戦態勢で選挙に備えながら国政に携わらなければならない。一方で、参議院は解散がなく安定しており長期的な視点で国政に携わることができる」と説明された。

渡辺議員は、岐阜県県議会議員を務め、2010年参議院選挙で初当選した。渡辺議員は、政経塾時代、 県議になるようにとの誘いを何度か受けたが断っていた。しかし、当時の塾長の後押しによりかなり の若さで政界デビューを果たす。政治家になってよかったと思うことの1つには、多くの人と交流で きるようになったことがあるとのことであった。

議員の方の話を聞き、今までの国会議員に対する堅苦しいイメージが親しみやすいイメージに変わった。「職業によって善悪を判断してはいけない」という言葉が印象深かった。また、何かへの憧れや意欲、志を持ち、それに向かって努力することの大切さを実感した。

2. 衆議院の見学

向大野新治衆議院事務次長の案内により衆議院を見学した。

衆議院本会議場の座席は、向かい合わせであるイギリスの議会とは異なり、議長の席を中心に扇状に並んでいる。議員は会派別に座り、その党の中で当選回数が多い議員は議場の後ろに、当選回数の少ない議員は前に座る。議場の二階には天皇の御座所があるが、一度も使われたことはない。

さらに、壁や天井、博多織のカーテンがかかる常任委員長室や、外交関係での対談などでも使われる議長応接室の中を見学した。議長応接室には歴代の議長の肖像画が一面に飾られていた。

国会議事堂の中央部には中央玄関がある。中央玄関は普段閉められているが、国会の開会式の際に 天皇をお迎えするとき、選挙後の国会召集日に議員が登院するとき、外国の元首などが訪れるときに 開かれる。中央玄関を入ると中央広間がある。中央広間の四隅には伊藤博文、大隈重信、板垣退助の 三人の銅像と、銅像のない台座がある。この銅像のない台座には、「政治に完成はない」という理由 や、「空けられた台座に自分の銅像が置かれるように頑張りなさい」という理由があるといわれてい る。中央広間の天井から下までは法降寺の五重塔(31.5 m)がそのまま入る高さがある。

中央広間の先には、天皇の御休所があり、見学では中に入ることはできなかったが、入口から覗くことができた。御休所の入口の枠まわりの壁は全て大理石でできている。一枚の大理石を入口の部分のみ削り出し、装飾が彫られている。また、部屋の造りは総檜造の本漆塗りになっている。

議事堂内には上から下までつながったポストがある。投函すると郵便物が下まで落ちて、下でまとめて回収される。

私たちは、議員食堂で昼食をとった。議員食堂は想像していたより狭く感じられた。食堂では定食や軽食などのメニューに加え、寿司をカウンターで食べられるようになっていることに感心した。

3. 感想

国会議事堂は昭和11年に竣工した。そのような昔に建てられた建物でも、堂々とした建物であること、そして一部外国製のポストなどがあるものの、建物の材料、装飾品など多くのものが日本製であることを誇らしく思った。また、議員の方の話から衆参の違いや選挙について様々なことを学び、政治のおもしろみを再認識できた。私たちには関係の薄いように感じていた国会やそこでの討論が自分たちの生活に影響を与えるということを認識し、これからの勉学に役立てていきたいと思った。

4. 国立国会図書館

(執筆・編集/阿部遥・道永さゆり)

1. 国立国会図書館とは

国立国会図書館は、日本における唯一の国立図書館である。国立国会図書館の源流は、明治期の帝国図書館と帝国議会の貴族院・衆議院の各図書館である。これらの図書館の蔵書は、ほとんどが国立国会図書館に引き継がれて、現在の蔵書の基礎をなしている。昭和23年2月、「国立国会図書館法」の制定・施行により、国立国会図書館が設立された。国立国会図書館法第2条には、「図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、さらに日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供する」と規定されている。

2. 国立国会図書館の役割

国会図書館の役割は、主に、国会の立法活動の補佐、情報資源の構築、情報資源へのアクセス保障である。国会の立法活動の補佐としては、国会関係者からの依頼に応じて調査を行い、立法情報を提供し、資料の閲覧、貸出しなどを行っている。資料の収集については、納本制度により、通常の書籍や雑誌にとどまらず、地図や録音資料など日本国内の出版物を広く集めている。また、雑誌や新聞の購入、外国政府の出版物の収集も行っている。膨大な資料を集めている理由は、日本国民の文化的財産として蓄積し、後世に伝えるという役割を担っているからである。また、国民へのサービスも行っており、利用者登録をすることによって、満18歳以上であれば、誰でも利用することができる。ほとんどの本が揃っているため、自分が生まれる前に出版された本も読むことができ、非常に便利である。他の図書館と違うところとして、閉架式という点があげられる。

また、蔵書にあたっては、選書せずに、基本的に出版された全ての本を納めている。平成23年度の受け入れ点数は96万2058点で、蔵書数の総計(録音資料、マイクロフィルムなどを含む)は3841万3236点と膨大な数である。これは、福岡大学中央図書館の約20倍、日本の大学で蔵書数1位である東京大学の図書館の約4倍に匹敵する。このように、後世に多くの蔵書を引き継ぐことは、大変素晴らしいことであるが、課題もある。それは、保管スペースの問題である。東京本館には、1200万冊の書庫収蔵スペースがあるが、国立国会図書館の方の説明によると、あと数年でいっぱいになってしまうだろうとのことであった。

3. 感想

現在に至るまでのほぼ毎日の新聞が残されており、中には戦争を乗り越えたものもあった。古いものは明治時代のものもあり、その当時から新聞が普及していたことがわかる。このことから、より多くの人に情報を伝えようとしていたことが窺える。また、地下の書庫は、空調管理を行っているため、ひんやりとしていた。これは、紙の質を保つためのものである。見渡す限り本が並び、国立国会図書館の壮麗さを実感した。この貴重な財産を後世に伝えていくためにも、国立国会図書館は大切な機関だと思う。





5. 東京証券取引所

(執筆・編集/篠原謙介・荒木賢一)

1. 施設概要

東京証券取引所(東証)は、東京都中央区日本橋兜町にビルを構える国内最大の金融商品取引所である。1878年6月1日に東証の前身である東京株式取引所(東株)が設立されるが、戦時下の統制経済に東株も巻き込まれ、全国11箇所の株式取引所が1949年4月1日に日本証券取引所に統合された。その後、2001年11月1日に組織改変し、現在の株式会社東京証券取引所となったのである。また、株券売買立会場は1999年4月30日に閉場され、その跡地は東証 Arrows として生まれ変わった。東証は1949年の設立以来、大阪証券取引所や名古屋証券取引所とともに「三市場」と呼ばれ、日本を代表する金融商品取引所として日本経済の成長に貢献してきており、世界的に見ても、ニューヨーク証券取引所やロンドン証券取引所と並ぶ三大市場に挙げられ、世界経済の中枢の一角をも担ってきたのである。

2. 研修内容

まず、東証・東証 Arrows の役割、内部、歴史などを説明した簡単な紹介ビデオを視聴した。その後、実際に東証 Arrows 内の見学に移り、東証のマーケット部門が売買管理業務を行うエリアである「マーケットセンター」や、社会と証券の関わり、証券の仕組み、世界と東証について知識を得られるスペースである「東証プラザ」を職員の方に案内を受けながら見学した。中でも私たちの目を見張ったのは、マーケットセ

平成25年9月11日

ンターの「チッカー」と呼ばれる環状電光掲示板である。それは直径17mのガラスシリンダーで覆われているマーケットセンター内の上部を回っており、取引が成立した株価を表しているという。チッカーの回る速さは成立した取引が多いほど早く回り、少なければゆっくりと回る仕組みであるというので、そこからいかに株式取引の量が多いか、正確さが求められているのかを窺うことができた。

次に、「マーケット・エクスペリエンス・コーナー」で、株式取引の模擬売買を体験した。コンピュータを使い、指定された架空の3社から株を購入し、どれだけ利益が得られるかというゲームであった。ゲームではあるが、投資するタイミングや景気の状況などを判断して取引を進めていかなければならないものであり、戸惑いながらも株式取引の難しさを学ぶことができたと思える。

最後に、株式取引の流れや仕組み、株と金利の関係などについてレクチャーを受けた。特に詳しく説明を受けた点は、上場という株式や債券などの有価証券や商品先物取引の対象となる商品(石油・砂糖など)を取引所において売買可能にするシステムについてである。上場には、会社の信用や知名度を上げ、安定的に資金を得られるメリットがある。しかしその反面、社会的な責任の増大や、他のライバル会社に株を買い占められることがあるとの説明であったので、将来株式に関わるような仕事に携わることがあれば必ず押えておきたい点であると感じた。

3. 感想

今回の見学やレクチャーを通じ、証券取引所の仕組みや役割及び市場の高度な透明性と流動性を学ぶことができた。この経験を生かし、法学部の学生として、証券取引法をはじめとした関連法令を深く学びたいと思ったのと同時に、将来社会に出た時のことを考え、株式についてもより深く理解しておく必要があると感じた。

6. 日本銀行本店

(執筆・編集/河村志穂・村谷直紀)

1. 概要

私たちは、3日目のグループ研修で日本銀行を訪れた。日本銀行は1896年2月に旧館が、1973年3月に新館が完工した。設計者の辰野金吾博士はベルギーの中央銀行を模範に設計した。石積みレンガ造りで建設された旧館は1974年2月5日に国の重要文化財に指定された。一般の銀行との違いは、日本銀行には個人や企業が預貯金や借り入れをすることができないことや、唯一、紙幣を発行することを認められていること、そして、国がお金を支払うときは日本銀行に預けているお金から支払うといったことである。このことを「政府の銀行」という。

2. 内容

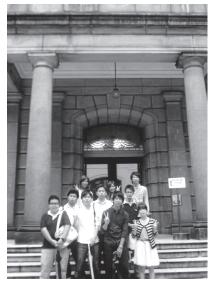
初めに日本銀行の役割についての DVD を見た。日本銀行の主な役割は4つある。1つ目は、お札の発行・流通・管理である。日本銀行は紙幣を全国各地にくまなく行き渡るようにしている。そして、行き渡った紙幣は日本銀行に戻り、監査という真偽鑑定や損傷具合の検査ののち、流通に適する紙幣は再び世の中に送り出される。2つ目は、物価を安定させることである。国民経済の健全な発展のためには、物価の安定が保たれていることが必要である。日本銀行は、物価の変動をみるうえで、重要な指数となる消費者物価指数をもとにして、物価をコントロールしている。3つ目は、金融システムの安定である。オペレーション(公開市場操作)という手段を用いて金利の上げ下げを行うことにより、金融市場を通して金融システムの調節を行っている。4つ目は、日本銀行が破綻寸前の金融機関にお金を貸し出して救うことである。これを「最後の貸し手」という。金融機関の破綻は金融システムに悪影響を与えるので、これを防ぐために行われる。

DVD 説明の後、日本銀行の旧地下金庫を見学した。金庫の扉は厚さ90センチ、重さ15トンで、堅固な作りになっており厳重であると窺えた。地下金庫は火事が起きても火が地下に回らないように工夫されている。盗難者が地下に入った場合は、日本橋川の水を地下に引き入れて盗難者を撃退する。地下金庫は部屋ごとの入り口に柵が設置されていて、その奥にお札が収まっている箱があった。1箱に2万枚、すなわち2億円ものお札を収納することができる。次に、歴代総裁の肖像画を見学した。吉原重俊初代総裁から三重野康26代総裁の肖像画が展示されてい

3. 感想

た。

今回日本銀行を訪れて、日本銀行がどのような役割を担っているかを知った。金融機関に貸し出しを行うことや災害などの緊急時に資金援助を行うことなど、金融機関や政府において、ひいては私たちの生活にとって重要な組織であると認識した。歴代日銀総裁の肖像画の中で、第16代日銀総裁の渋沢敬三の肖像画に唯一背景が外で描かれていたことは、非常に印象的だった。これは、太平洋戦争で空襲をうけた東京の街並みを後世に残すためという渋沢本人の希望による。今後の課題として、日本銀行の機能・役割は商法など様々な法律に関係してくるので、それらの法律を履修した際などは日本銀行で学んだことを意識して勉強していきたい。





7. 防衛省・市ヶ谷記念館

(執筆・編集/塩本大翔・吉岡勇)

1. 概要

防衛省とは、日本の平和と独立を守り国の安全を保つことを目的とし、陸上・海上・航空自衛隊を管理、運営し、これらに関する事務を行うことを任務としている国の機関である。市ヶ谷地区の防衛省の広さは23haであり、東京ドームの約5個分の広さに相当する。また、防衛省の儀仗広場は海抜31.4mの場所に位置し、東京都の中では2番目の高さを誇っている。防衛省官庁はA~E棟までの5つの棟に分かれており、それぞれの棟ごとに役割分担がされており、24時間体制で私たちの安全を守っている。

2. 研修内容

私たちは、儀仗広場で、防衛省に関するレクチャーを受け、記念写真を撮影をした後、市ヶ谷記念館 へ移動した。市ヶ谷台は、昔江戸城を守る役所であり、駐屯所でもあった。しかし、大正12年の関東大 震災の影響で木造であった旧1号館は一度崩壊したものの、これを機に鉄筋コンクリートを利用した新 たな建物に生まれ変わった。昭和12年、日中戦争が勃発したことを契機に士官学校となり、昭和16年 には真珠湾攻撃により、太平洋戦争が勃発。このとき、士官学校は移転し、士官学校校長室は陸軍大臣 室となった。昭和20年、ポツダム宣言を受諾した後には、極東国際軍事裁判が行われる場所として使用 された。また、現在ある市ヶ谷記念館は、防衛省庁舎A棟の建設に伴い解体された歴史的建造物である 1号館の象徴的な部分を利用し、移設・復元された建物である。市ヶ谷記念館の建物内は1階と2階に 分かれており、1階には大講堂、2階には旧陸軍大臣室、旧便殿の間と大講堂の2階席があった。この 大講堂には、天皇来訪の際の様々な工夫がなされていた。壇上にある「玉座」に向かうための階段は、 昇り降りしやすいように、丸みを帯びた造りとなっている。床に15度の傾斜を作ることや、壁や天井を 玉座に向かって狭くする一点遠近法が用いられており、2階席からは玉座が遠く、つまり、陛下が遠く 見えるように工夫されている。大講堂の1階には、軍服や手紙、刀等が展示されていた。旧便殿の間で は、当時は冷房設備がなかったため、壁と壁の間を空洞にし、地下から涼しい風が部屋に流れこむよう に設計されていた。また、「三島事件」の際に三島由紀夫が隊員と争ったときに日本刀で傷つけられた扉 の傷も残っていた。

次に、私たちは、野外へリ展示場へ行った。過去に実際に使われていたヘリコプターが展示されており、運転席に乗り、操縦桿を握ることができた。

最後に見たメモリアルゾーンには、自衛隊殉職者慰霊碑があり、慰霊碑には、殉職した隊員全員の氏名を記した銘板が収められていた。この慰霊碑には、昭和37年の完成時から平成24年の間に、1800人を超える人々が祀られているとのことであった。



3. 感想

戦前から今日まで日本を守ってきた場所を訪問して、防衛省の存在と任務が日本の安全保障にとって どれだけ大切なものであるかを防衛省の歴史を通して学ぶことができた。また、実際に東京裁判が行わ れた場所を訪れたことは、印象に残るものであった。また、現在日本は、米軍基地の移設やオスプレイ の配備といった問題を抱えている。日本の安全保障や防衛体制は、特に九州・沖縄に住む私たちには非 常に身近な問題である。今後の動向に注意していかなければならない。

8. 靖國神社・千鳥ヶ淵戦没者墓苑

(執筆・編集/吉岡勇・佐野魁星)

1. 概要

東京研修3日目、私たちは靖國神社へ行った。靖國神社は、明治2年に明治天皇の発案によって建築された東京招魂社が、明治12年、軍の管轄となり軍当局の要請により「靖國神社」と改称されて今日に至ったものである。靖國神社は、明治7年明治天皇が参拝したときの「我國の為をつくせる人々の名もむさし野にとむる玉かき」という歌に表わされているように、国家のために尊い命を捧げた人々の御霊を慰



め、その事績を永く後世に伝えることを目的に創建された神社であり、地域の安定と反映のために小 祠を祀っている一般の神社とは大きく相違している。

靖國神社には、憙永6年から現在にかけて国難に際して命を落とした246万人以上の人々が祀られている。戦後は政教分離原則との関連から、国家管理を離れて宗教法人となり、日本政府との直接的な関係はなくなったものの、軍人を祭神として祀る点や、公職に就く者の公式参拝と、それに伴う玉串料の奉納などの問題がある。

靖國神社を見学した後、私たちは同じ敷地内にある「遊就館」を訪問した。遊就館とは、靖國神社に鎮まっている御祭神の遺書や遺品をはじめ、過去の日本の状態を現代に伝える場所である。22の展示室と2つの映像ホールにより構成されており、戦争などに関連する貴重な展示物が数多く置かれていた。遊就館は明治10年の西南戦争が終わるころ設立の構想が出され、同12年に陸軍卿・山県有朋を中心に、「御祭神の遺徳を尊び、また古来の武具などを展示する施設」として構想され、明治15年に完成したものである。その後、何度かの戦争を経て増改築、別棟新設など、館の拡充が進められてきたが、大正12年の関東大震災でレンガ造りの建物は大破し、撤去されるに至った。戦後に一度復元され、平成14年本館を全面改装、展示手法・展示内容も一新し、新館を増設。ガラス張りのホールの中に零戦をはじめ、野外展示物を収納し現在に至っている。

2. 感想

私は、実際に靖國神社を訪れて、まず建物の大きさと広大な敷地に驚いた。日本国民の1人として 靖國神社を訪問できたことは、人生において貴重な体験であった。また、遊就館には血のついた軍 服、銃弾が命中したヘルメットなど、当時の面影を濃く残すものがあり、戦争の怖さ、悲惨さを改め て実感した。妻や家族に宛てた遺言書を可能な限り読んだが、私たちとほぼ同世代であるにも関わら ず、戦場に向かうことになった人々の心境はいかばかりであっただろうか。



1. 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の歴史

第二次世界大戦により、海外で死亡した日本人の数は、約240万人に及ぶとされる。連合国軍による占領統治からの独立を果たした1952年4月ごろから、日本政府は海外戦没者の遺骨収集を積極的に行うことになった。これら海外戦没者の遺骨のうち、身元の判明したものについては遺族に引き渡され、身元不詳の遺骨や引き取り手のない遺骨については厚生省に安置された。

政府は、終戦後の早い段階から、各国にある「無名戦士の墓」のような慰霊施設を企図していた。サンフランシスコ平和条約締結後、その動きは身元不詳遺骨の増加もあって活発になった。

1953年12月11日、戦没者遺骨のうち、氏名が判明できない者並びに遺族不明のため渡すことのできない者を、国が建設する「無名戦没者の墓」に収納し、国の責任において維持管理するとの方針を閣議決定した。この閣議決定の後も、施設の名称・性格・敷地等について各方面から様々な意見が交わされた。1956年11月には千鳥ヶ淵の宮内庁管理地に墓苑のための敷地が定められ、1958年7月に着工、1959年3月28日に竣工した。

2. 内容

六角堂という納骨堂があり、中央に古代豪族の寝棺を模した陶棺が置かれている。地下に主な戦域別(本土周辺、満州、中国、フィリピン、東南アジア、太平洋・ソ連)の6部屋に分けた地下室を設けている。「御製の碑」には、墓苑竣工時に賜った昭和天皇の詩文が刻まれている。

3. 靖國神社との関係性

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、軍人、軍属のみならず一般人も含み、また、既に一部を遺族に渡された 人々も含む全戦没者の遺骨が納められた、国立の墓苑である。政教分離原則との抵触も懸念された が、検討の結果、支障なしとの結論に至った。

一方、靖國神社は国事に殉じた軍人、軍属等が祀られていて、終戦後、宗教法人となったこともあり、外国の元首や使節等がここに訪問することが難しくなった。公職に就く者の参拝(特に公式参拝)や公費を使っての玉串料の奉納などは、政教分離原則との関係から憲法問題ともなっており、裁判例もいくつか見受けられる。

4. 感想

先の大戦で失われた多くの犠牲者のもとに、現在の平和な世の中が築かれているということを理解し、恵まれた環境で生活できることに感謝しなければならないと思った。また、現在まだ約半数の遺骨が現地(旧戦地)に埋まっていることがわかっている。莫大な費用がかかるとは思うが、現地に眠る遺骨の上に家や施設が建つ前に、政府の積極的な遺骨収集をするべきだと感じる。

9. 東京高等検察庁

(執筆・編集/岡本智花・山﨑百合子)

1. 概要

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、それぞれ裁判所に 対応して置かれている。高等検察庁は、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁 判で控訴された事件等を取り扱う。また、検察官のバッジは「秋霜烈日章」と呼ばれ、秋の冷たい霜 や夏の激しい日差しのような気候の激しさを意味し、厳正な検察官の職務とその理想像を表している。

2. 内容

初めに、検察の役割に関するビデオを視聴した。検察庁には検察官・検察事務官等が勤務している。検察官は刑事事件の捜査、供述調書の作成、公判等を行うことを業務としている。規模が大きな検察庁では、公判になると捜査を担当した検察官とは別の検察官が担当することがある。検察事務官は検察庁の事務、検察官の補佐等の業務を行う。

次に、模擬取調室を見学した。そこには、検察官、検察事務官、被疑者の席や応接用のソファがあり、実際に座ることができた。また、検察庁で使用している防弾チョッキ、防刃チョッキ、手錠にも触ることができた。

最後に、東京高等検察庁の佃美弥子検事からレクチャーを受けた。刑法犯罪は年間約214万件発生している。そのうち窃盗罪の割合が最も高く、次いで自動車運転過失致死罪となっている。現在、受刑者は約7万人いる。その中でも、男性は窃盗、女性は覚せい剤といった再犯率の高いものが多くを占めている。また、少年(20歳未満)の受刑者は、全体の約9%であるという。受刑者の傾向について、女性は父親や交際相手から勧められて覚せい剤を使用し、出所後も同様の環境に身を置くことが覚せい剤使用の再犯率が高い原因であるということが分かった。

3. 感想

東京高等検察庁を見学して、検察官の仕事は想像して以上に膨大であること、日本の司法において重要な役割を担っていることを知った。また、佃検事の話を聞いて、物事を1つの側面からだけではなく、多角的・多面的にとらえること、被疑者・被害者と同じ立場にたって考えてみることが必要であるとわかった。そして、覚せい剤の再犯率に関連して、刑期を終えても同じ過ちを繰り返すことのないようなサポートが社会全体になくてはならないと感じた。現在においてもなお、検察官の人員不足が指摘されているので、社会正義の実現のためにも、検察官の役割、仕事の意義ややりがいを広め、深めるための策を講じる必要があると思った。



10. 文部科学省

(執筆・編集/白濱達也・大村尚樹)

1. 歴史・紹介

文部科学省の前身は、次の2つである。

1つめは文部省である。文部省は、明治4年に設置された。しかし、廃藩置県による旧藩主が県知事となった改革の下では、全国府県の学校を合体的に統括するのは難しかった。実質的な改革は、改置府県による新たな府知事・県令が任命されてからである。ここに、文部省設置当初からの方針であった全国の教育を統括、全国民を対象とする教育制度を設けることして日本の教育が始まった。

2つめは科学技術庁である。科学技術庁は科学技術の振興や国民経済の発展に寄与するために昭和 31年に設置され、原子力に関する調査・研究などを行っていた。

この2つが、平成13年に中央省庁再編により、統合され現在の文部科学省となった。そのため、教育、スポーツ、科学技術と幅広い分野にわたり役割を果たすことになる。

2. 内容

私たちは文部科学省の職員の方の説明を受けた。教育分野では、初等、中等、高等教育の現場における教育の推進、運営等の現状を、科学技術分野では、おもに原発のことについて説明を受け、施設の設計の審査や検査をはじめとする厳正な安全規制や、原子力防災対策、環境放射能調査等を行っていることを知った。スポーツ分野では、平成23年6月、50年ぶりに、「スポーツ振興法」が全面的に改正され、一層のスポーツの推進を図るため、「スポーツ基本法」が制定された。また、平成32年の東京でのオリンピック開催決定により、文部科学省内にある記者会見室にもオリンピック開催のポスターが貼られており、文部科学省全体としてオリンピックを盛り上げている。

情報ステーションでは、握力測定器、表彰台等が展示されている。学校関連のブースでは、昔の小学校の机や椅子が置かれており、実際に椅子に座れるようになっていた。また、年代別の学校給食の流れが見られるようになっており、戦後のもののない時代の学校給食から現在の学校給食にいたるまで、どのように普及していったかが一目でわかるようになっている。

3. 感想

文部科学省は、教育、スポーツ、文化、国際交流、科学技術等を推進していくことを活動の目的としている。教育分野での、「確かな学力」や教育の質向上、また、学校運営の改善等のために尽力してい

る。スポーツの分野でも、東京オリンピック成功に向けて一層の努力が期待される。文化の分野でも、後世に残すための文化財の保存、活用を行い、世界に誇れる日本の遺産を守っていってもらいたい。



11. 法務史料展示室

(執筆・編集/佐野菜々子・田代香織)

1. 概要

法務史料展示室の建物は赤れんが棟と呼ばれ、明治19年に官庁集中計画の一環として、ドイツの建築家であるエンデとベックマンによって設計された。しかし、赤れんが棟は大正12年の関東大震災ではほとんど被害を受けなかったものの、昭和20年の戦災により、れんが壁とれんが床を残して焼失してしまった。その後、戦後昭和25年までに改修され、法務省本館として使用されてきたが、平成3年に復元改修工事が始められ、平成6年に創立当時の姿に復元されたのである。また、赤れんが棟の外観は平成6年12月に国の重要文化財に指定されている。

2. 内容

法務省の史料の展示は4つのブロックに分けられている。第1のブロックは法務史料の展示であり、日本刑法草案が展示されている。これは司法省がボアソナードの協力を得て、草案を作成し、元老院の審議を経て、明治13年に公布された旧刑法である。その他には、司法省の活動記録や、旧刑法や旧民法などの法編纂に尽力した外国人に関する史料等が紹介されている。第2のブロックは、近代建築を象徴する赤れんが棟の創設・建築技術・改修・復元事業に関する史料などの展示である。展示物の中には、赤れんが棟の模型があり、昭和の改修後の赤れんが棟と平成に復元された赤れんが棟を見比べることができる。第3のブロックは、法務省や赤れんが棟に関する事柄の中でも、特に見学者が興味を持つであろうものをテーマとした企画展示を行っている特別展示室である。私たちが見学したときには、昭和22年まで使われていた裁判官・弁護士・検察官の服などが展示されていた。第4のブロックは、「メッセージギャラリー」といい、司法制度・法務行政などへの理解を深めるための展示を行っている。訪問時は、裁判員制度について詳しく書かれたパネルの展示や理解度を試すことができるメッセージギャラリークイズがあった。

3. 感想

法務資料展示室では、明治の著名な事件史料、法務省の沿革史料、法務行政の歴史資料など貴重なものを見ることができた。また、明治時代における日本の法典や法制度の近代化に、外国人が重要な役割を果たしていたことがわかった。フランス人のボアソナードは、明治6年から明治28年まで滞在し、その間、刑法、治罪法(現在の刑事訴訟法にあたるもの)、旧民法などの法典編纂に尽力した。この旧民法は、フランス系民法を手本にした個人主義的色彩の濃いものであったため、当時の日本にはふさわしくないとされ、後に日本人委員によって編纂された。このほかにも法分野の近代化に寄与した外国人として、商法編纂にあたったドイツ人のロエスレルや民法編纂に寄与したフランス人のブスケなどがあげられる。日本の法分野の近代化は外国人の協力なしでは成し遂げられなかったといえよう。



2013年度 東京研修報告 基礎演習

担当:岡本信一

平成25年度の東京研修は、9月9日から13日の間、以下に掲げる、立法府、司法府、行政府の三権の施設及び官民が連携して実施している地方公共団体の地域活性化の現場を訪問して調査・学習を行った。

- ① 国会議事堂(参議院)
- ② 法務省法務史料展示室
- ③ 文部科学省情報ひろば
- ④ 最高裁判所
- ⑤ 警視博物館
- ⑥ 国立公文書館
- ⑦ にしすがも創造舎
- ⑧ 豊島区役所
- ⑨ 内閣府
- ⑩ NHK 放送博物館
- ① 久米繊維工業(墨田区観光協会理事久米信行氏)

東京研修に向けては、最近の様々な最高裁判例を題材に、判例研究に加え、その背後にある事案や関係法律の制定・改正経緯等についても学ぶことで、リーガルマインドや公的部門に将来従事するに当たっての基礎知識を身につけるよう努力した。また、事前学習の一環として、9月5日に福岡地方裁判所の見学を行った。

今回の東京研修では、従来の三権の施設見学・学習に加え、地域再生の現場で、第一線で活躍する 方々から直接話を聴くと言う貴重な機会に恵まれ、学生たちも大いに刺激を受ける事が出来た。ま た、学生の一部(希望者)は、9月11日に JICA 市ヶ谷ビルで開催された JICA セミナー「日本も元気 にする国際協力」シリーズ:「国際協力≒地域活性化」 ―世界で活躍できる人は地域で活躍できる⇔ 地域で活躍できる人は世界で活躍できる―に参加し見聞を広めた。

最後に、この場を借りて、今回の研修を可能にした全ての関係者の皆様方に感謝を申し上げたい。

研・修・報・告・記

1. 国会議事堂(参議院)

(執筆・編集/松田翔伍・佐藤亜佑美)

国会見学では、参議院を参観ロビー→本会議場→御休所 →中央広間の順に見学しました。

参観ロビーには、第1回帝国議会の歴史に関する資料が展示されていました。第1回帝国議会は、明治23年11月25日に召集され、29日に開院式が行われました。当時は貴族院と衆議院の両院それぞれから勅語に対する奉答文を奉呈していて、以後これが帝国議会における開院式の慣例となりました。本会議場では、本会議場のシステムや、衆議院と参議院の違い、国会ができるまでの歴史などの説明を受けました。この建物は大正9年に17年の年月をかけて完成し、この建設に関わった人は約254万人です。左右対称のつくりになっていて、天井は2~3階の吹き抜けになっています。天窓のステンドグラスと部屋の鍵と郵便投函以外は国産で、当時建設費は2570万円もかかったそうです。



2階の議場は、役職ごとに座る席が決まっています。正面中央は天皇陛下の席で、開会式や記念式典の時に使用されます。他にも、国務大臣や事務局職員が座るひな壇や、天皇以外の皇族が座る皇族席などがあります。また、本会議場にはベルが取り付けられていて、5分に1回鳴るようになっています。それは、速記者の疲労を考慮し、ベルの合図で速記者が交代できるようにするためです。衆議院には議長席の後ろに扉があり、参議院にはカーテンがあります。また、参議院には天皇陛下が御臨席になる開会式があるのに対し、衆議院には開会式がありません。御休所では、実際に中に入ることはできなかったので、御休所前広間から見学しました。この部屋は、天皇陛下が開会式当日にお入りになる部屋です。部屋の内装は赤を基調としていて、部屋の中にある物はほぼ全てが国産品です。部屋の中央に椅子が1つと四角い机があり、その机の奥に丸い机があります。中央広間には、法隆寺の五重塔がすっぽり入るほどの大きさで、天井にはステンドグラスがはめ込まれています。また、議会政治の基礎を築いた伊藤博文、大隈重信、板垣退助の銅像があります。銅像が立ってない台座が1つありますが、これは「政治に完成はない」ということを象徴していると言われています。

国会見学を通して、国会や政治の仕組みを一層深く理解することができました。国会議事堂は、想像以上に大きく、とても厳格な雰囲気でした。また、本会議場の大きさや、国会の運営には多くの方が関わっているということにも驚かされました。政治の世界は、我々の生活とは程遠いものだと思っていましたが、国会を見学したことで、政治の世界を身近に感じることができました。偉大な先人が残した歴史、誇りを受け継ぎ、今後も国会が国民の利益のために機能してくれることを願いたいです。



2. 法務省法務史料展示室

(執筆・編集/山田雅範・久米川桐乃)



法務省の赤レンガ棟は、明治政府の官庁集中計画の一環として大正28年に建設され、司法省の庁舎として使われました。赤レンガ棟を設計したのは、ドイツの建築家のエンデとベックマンです。大正大震災でも壊れなかった非常に頑丈な建物でしたが、第二次世界大戦の空襲により崩壊し、残っていた数少ない写真を頼りに再興されました。この建物の中に、法務史料展示

室、特別展示室、メッセージギャラリー、建築史料展示室があります。

法務史料展示室には、司法の近代化に関する史料が展示されていました。司法省が明治初期に行った基本法典の編纂事業やお雇い外国人(ボアソナードなど)に関する史料や、明治に起こった著名な事件に関する史料や、法務省の沿革や法務行政の歴史に関する資料がありました。明治4年1月に起こった広沢真臣の暗殺事件では、一般の殺人事件の場合は、遺体に残された刺し傷や打撲は絵で全て記されるのに対し、この事件は刺し傷が多すぎて絵に記すのが不可能だったため、人形に記したそうです。展示品の実物の人形には、傷跡が何か所どこにあったのかが記されていました。この事件は、参議である広沢の私邸(現在の千代田区)で起こりました。広沢は木戸孝義と同じ長州藩出身で、39歳で死亡し、容疑者として多くの者が挙げられたにも関わらず、真犯人を特定できなかったそうです。特別展示室には、昔の裁判官、弁護士、検察官の制服が飾られていました。制服は全て黒がベースで、制服のラインは、裁判官→紫 弁護士→白 検察官→赤 と決められていました。建築史料展示室には、建築の近代化に関する史料が展示されていました。昭和の改修後の赤レンガ棟と平成に復元された赤レンガ棟の模型が展示されていて、見比べることができました。また、赤レンガ棟の創建当時から現存するレンガ壁がありました。メッセージギャラリーでは、司法制度改革や法務行政などの重要なテーマについての展示が行われていました。裁判員制度について説明したパネルがあって、裁判員制度の仕組みについて詳しく知ることができました。

法務省法務史料展示室を見学して感じ考えたことは、法学部生として我々が学んでいる「法」の精神は、明治期から現在に至るまで、変化しながらも確実に日本社会に受け継がれているということです。現在の司法制度が確立するまでの過程には、歴史的に多くの人が関わっていることが分かり、先人達の偉業に感心しました。我々は大学の講義では憲法や民法を学んでいますが、その講義では、明治政府が手掛けた基本法典の編纂事業について話されることは殆どありません。見学を通して、歴史的視点から法制度を学び、法律についての理解を深めることができました。現在は、裁判員制度を通して、一般人も司法に関わることができるので、今回の見学で学んだことを、これからの生活に活かしていきたいです。

3. 文部科学省情報ひろば

(執筆・編集/小坂元佑実・佐藤亜佑美)

文部科学省情報ひろばは、昭和8年に創建された旧文部省庁舎を利用したミュージアム・情報発信広場です。展示スペースは、旧大臣室、教育、スポーツ、科学技術・学術、文化の5つに分かれており、文部科学省の幅広い取り組みについて知ることができます。旧大臣室には、昭和8年当時の大臣室が復元されていて、大臣が実際に使用していた椅子や机が展示されていました。



部屋の太い柱4本のうち、1本だけが丸い形状になっています。その理由は来客を守るためで、柱周辺 の壁には鉄の板が使用されており、頑丈な造りとなっています。科学技術・学術展示室では、日本が誇 る最先端の科学技術・学術についての展示がありました。江戸時代から現在までの科学技術・学術の歴 史が総覧できる年表や、日本国内の大学や研究機関が取り組む研究に関する展示がありました。また、 深海の水と普通の水との違いを調べる実験をしました。ペットボトルにそれぞれの水を入れ、同じ重さ の重りを入れ、振ってみました。普通の水は重りがすぐに落ちたのに比べ、深海の水は振ってもなかな か下に沈みませんでした。これは、川と海では、生息する微生物に違いがあることが原因です。教育展 示室には、教育に関する資料が展示されていました。具体的には、奈良時代から現在までの教育の歴史 の変遷を記した教育史年表や、日本の教育の歴史を学べる教育体験シアターや、明治時代から現代まで の学校給食の模型や、戦後から現在まで使用された文具品などが展示されていました。学校給食は、明 治22年に、山形県のお寺でおにぎり・塩サケ・菜の漬物を子供たちにふるまったことが始まりです。昭 和20年代前半の給食は、食料が不足していた時期でもあったので、ミルクと味噌汁だけでした。スポー ツ展示室には、スポーツに関する様々な展示があり、明治時代から現代までの日本スポーツの歴史と変 遷を記した年表や、今と昔の子供の体格・体力を比較したデータや、日本のトップアスリートの記録な どが展示されていました。文化展示室には、日本の文化についての展示がありました。文化財ギャラ リーでは、銅鐸などの出土品のレプリカや人間国宝による作品が展示されていました。また、日本の文 化建築物の模型が展示されていて、日本の建築技術の高さを実感することができました。

見学を通して、日本の教育・文化水準の高さを改めて認識することができました。また、日本人は様々な分野で活躍しているということが分かりました。教育、スポーツ、科学技術、文化のどの分野も、日本社会の発展に欠かせないものです。文系の法学部生にとって、科学技術の分野はあまり馴染みがありませんでしたが、展示品を見学したことで、興味を持つことができました。今回の見学で学んだことを生かし、それぞれの分野の更なる発展に貢献できるようになりたいです。



4. 最高裁判所





最高裁判所は、憲法によって設置された司法における最高機関であり、現在の建物は1974年に建てられました。敷地面積は3万7千平方センチメートル(およそ東京ドーム28個分)で、裁判官15人で裁判を行う1つの大法廷と裁判官5人で裁判を行う3つの小法廷の全部で4つの法廷から成り立っています。全ての裁判所は、最高裁判所の下に置かれ、唯一の終審裁判所として上告及び特別抗告について裁判権を持つ他、人事官の弾劾に

関する裁判について裁判権を持ちます。また、下級裁判所は事実審であるのに対して、最高裁判所は法律審であるため上告の理由は原判決に法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件に限られます。最高裁判所は司法権の独立を守るために、訴訟に関する手続、弁護士・裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を制定する規則制定権、また、下級裁判所の裁判官の任命、裁判官以外の裁判所職員の任命及び補職、裁判所に関する予算の編成への関与及び実施などの司法行政権を持ちます。これらの権限行使のために、附属機関として事務総局、司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館が設置されており、行政府及び立法府からの干渉を排除して裁判所の運営を自主的に行うことを可能にしています。

実際に見た大法廷は非常に広く、一般傍聴席の数は166席もあります。印象的であったのが自然の光が入る吹き抜けがコンセプトで設計された天井です。自然の光が入るのがコンセプトであるだけに、天井は円筒状に直径14メートルもの大きな吹き抜けとなっており、大法廷にも関わらず室内は光で満ち溢れ、非常に快適な空間でした。そして、法廷の裁判官席側には太陽を、傍聴席側には月をイメージした西陣織の大きなタペストリーが掲げられていました。太陽には裁判の活発さを、月には裁判の落ち着きや冷静さを表しているそうです。その大きなタペストリーが裁判の荘厳な雰囲気を醸し出していました。また、大法廷の壁には花崗岩という貴重な大理石が使われており、石と石の間の隙間が音を吸収する働きをしているそうです。

職員の方から話を聞いて意外だったのが、大法 廷は多くても年に5回しか使わないということで した。最高裁判所は誰もが知っていて有名である から、もっと頻繁に使われているイメージを持っ ていたので非常に驚きました。最高裁判所の司法 行政として三権分立を担っている部分などは最終 審としての裁判の印象が強く、あまり目立たない が立法、行政から干渉されない司法権の独立こそ が最高裁判所の存在意義ではないのかと感じ、見 学を通して改めて法の大切さを実感しました。



5. 警察博物館

(執筆・編集/田中奈里沙)



警察博物館は京橋にあり、日本の警察の始まりから現代に至るまでの歴史的資料およそ1000点を展示しています。1階には今の白バイの原型となった黒バイや赤バイ、側車付白バイを間近に見ることができます。また、警視庁に初めて配備された警察航空機のヘリコプター「はるかぜ1号」があります。「はるかぜ1号」は警察の機動力促進のために全国警察で先駆けて配備されました。運航停止になるまで16年に渡り首都の治安を空から守り続け、今日の警視庁航空隊の基礎を築いた不朽の名機です。

2階には川路大警視に関する資料がありました。川路大警視は初代大警視を務め欧米の近代警察制度を日本で初めて構築した「日本警察の父」と呼ばれる人物であり、西南戦争の際は陸軍少将を兼任し警視隊で組織された別働第三旅団を指揮しました。歴史の教科書でもよく目にしていた事件の資料を実際に見ることができて、今まで遠く感じていた日本史というものをより身近に感じることができました。

3階には幕末から現代に至るまでの警察執務文書等が展示してあり、時代と共に変遷していく警察を知ることができます。また、3階には殉職警察官の顕影コーナーがあり、犯人と事件現場で鉢合わせして格闘した末に犯人に刃物で胸を刺され、重傷を負い瀕死の状態でありながら周囲に状況を伝えようと何十メートルも這いつくばったとされる警察官もいて、亡くなる直前まで職務を全うしようとする精神に只々感銘を受けました。当時も今も警察官という職業は並大抵の気持ちでは勤まらないものであると改めて考えさせられました。

4階には鑑識機材も展示してあり、実際に使用されている機材を間近に見ることができました。また、警視庁音楽隊の活動記録も展示してあり、市民の安全を守るだけでなく、市民を楽しませ警察とふれあえる場を作っているところがすごいと思いました。

7階には東日本大震災の展示コーナーがあり、ニュースの映像よりも展示されている被災者の生の声

を読み鳥肌が立ちました。命を懸けて警察が救命活動をしていることは市民からしたら当たり前だと思っているから、このような警察の努力もそこまで注目されていないのかもしれないけれど、展示コーナーを見て改めて警察はすごいと感じました。警察博物館に来ることで、意外と知られていない警察の仕事の大変さや、警察の存在は市民生活上いかに大切であるのかを市民が知るきっかけになれば良いと思いました。





6. 国立公文書館

(執筆・編集/井上征亮・高橋瞭介)

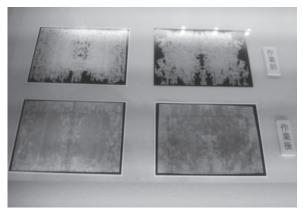
国立公文書館は、国の機関において作成された 重要な公文書を散逸や劣化から守り、長く良い状態を保つために様々な工夫をしています。1999年 に「国立公文書館法」、2009年には「公文書の管理に関する法律」が制定され、厳しい管理のもと に保管されています。

公文書の中には太平洋戦争中・直後に製造された粗悪な材料で出来た紙を使用した書物などもあるためにどうしても劣化しやすく、国立公文書館の職員は館内の書物をベストの状態に保たせて後



世にも伝えていけるように日々多大な苦労をされています。重要な公文書、古文書に関してはカビ、虫食いから守るために、くん蒸と呼ばれる殺虫・殺菌するのはもちろんのこと、紙に負担をかけない為に温度22度、湿度55パーセントの状態を保った書庫に厳重に保管され、実際に書庫に入った感想は夏であるのにも関わらず肌寒く、薄暗い印象でした。また、室内が薄暗く感じられるのは、紫外線をカットする蛍光灯を使用しているからだそうです。さらに、繊細な公文書と公文書の間は一定の間隔をあけ、掃除をするときも水を使わないなどの工夫がされてあり、職員の方の苦労は数えきれません。

他に職員の方は目録作成、文書整理、修復作業などのお仕事もされていて、実際に間近に目にした文書の修復作業は非常に興味深かったです。虫食いされて傷んだ文書は細かい繊維を溶かした水に浸けてリーフキャスティングマシーンと呼ばれる機械にセットして数分待つと、虫食い部分が修復されるのです。リーフキャスティングマシーンを使って、それぞれの紙の状態に合わせた修復方法で劣化してし



まった文書を直しています。

国立公文書館では歴史を次の世代に引き継いでいく大変さを学びました。国立公文書館にわざわざ足を運ばなくても公文書をインターネットから閲覧できるデジタルアーカイブのサービスもあると聞き、サービスの利用方法も職員の方に丁寧に教わったので興味がある資料があったら是非とも活用してみたいと思いました。

7. にしすがも創造舎

にじすがも 創造 舎

(執筆・編集/河部優輝・近藤陸)

にしすがも創造舎は、2001年に閉校した豊島区立朝日中学校の校舎や体育館をそのまま残し、2004年8月にオープンしたアートファクトリーです。「ファクトリー=工場」として、アーティスト、子どもたち、地域の方々などがいろいろなものを創り出しています。豊島

区文化芸術創造支援事業の一環として、「アートネットワーク・ジャパン」と「芸術家と子どもたち」の 2つの NPO (特定非営利組織) が共同で管理運営しながら、子ども向けワークショップや読み聞かせ、 地域の方々とアーティストによるプロジェクトなどを行っています。 教室は稽古場として貸出し、体育館は稽古場や劇場としても使われています。

音楽室や理科室、家庭科室といった特別教室も貸出されており、子どもたち向けの畑などもあります。また校舎入ってすぐの玄関あたりには、Camo-Café (カモカフェ)があり、コーヒー等を飲むことができ、住民の憩いの場として活用されています。

私たちは到着してから、まず校舎内を案内していただきました。教室は稽古場として貸出されていたり、図書

館には演劇等に関する様々な本が置いてあったりと、普通の学校と変わらない雰囲気でした。

案内された後に、NPO 法人アートネットワーク・ジャパンで実際に働いておられる理事長の蓮池さん、職員の米原さんと細川さんから、地域再生の一環として始まった「にしすがも創造者」についてのお話



を聞くことができました。必ずしも成功が保障されているわけではない中で、ここで大事なことは、「楽しいと思うこと、やりたいことをどのようにすればできるか、を考える」ということです。廃校舎を利用し、地域密着型の様々なイベントを開催することで、まずは地域の活性化、そして、舞台芸術活動を通して、日本へ、あるいは世界へ向けて国際的価値の向上を図ったのです。これは、NPOと豊

島区の協力があったからこそできたものであり、これにより様々なメリットが生じました。街の魅力が 取りざたされる今日、どのようにすれば豊島区という街を生かして環境を整備できるかということが重 要です。地域の特色に合わせた事業の展開です。

実際に私たちが現地で話を聞き感じたことは、NPOという利益を求めない団体として活動するのは 非常に大変であるということです。どのようにして協力してくださる人々からの支援を受けるか、そこ でいかにして自分の持っている考え、やりたいことをどのようにして実現させるか、相手に伝えるか、

ブレない意志をもって活動しているなという印象を強く 受けました。そして、やはり楽しいこと、好きなこと、自 分のやりたいことを仕事にしている人の話はものすごく いきいきとしている、ということを感じました。将来自分 たちがこのように、自分の好きな仕事に就き、仕事につ いてどれだけ自慢できるか、語ることができるか、そう なるためには大学時代に何をすれば良いかを考えさせら れました。





8. 豊島区役所(あうるすぽっと)

(執筆・編集/古野智巳・峰翔太郎・田中知弥)



にしすがも創造舎を後にして、都電を利用してあ うるすぽっとを訪れました。ここで私たちは、豊島 区役所の方から電子行政、少子化対策、文化政策 の3分野のお話を聞きました。

東京都豊島区は池袋駅を中心とするいわゆる「副都心」と呼ばれる地域です。東京23区内で最も人口密度が高くなっています。人口密度の高い背景に

は、豊島区の土地が他の区に比べて安いため、住みやすいという理由があります。しかし、他の区に比べると、高齢者の割合も高くなっています。高齢者の割合も高いが、待機児童も多い、つまり小さな子どもも多い地域ということです。

まずこの「あうるすぽっと」という施設の名称の「あうる (owl) には、豊島区、池袋と縁の深いフクロウの英語表記と「逢い集う」という意味、「すぽっと (spot)」には人と文化が交流する場所、という意味が込められているとのことでした。あうるすぽっとは東池袋の文化・芸術の新たな拠点としての役割を担っており、この建物の中には図書館や劇場が併設されています。劇場では様々な舞台が公演されており、そこからまた文化として日本へ、そして世界へと情報が発信されています。

私たちが最初に聞いたお話は、「電子行政」についてです。豊島区は住民へのサービス速度、質の向上を目指して行政の電子化を図ろうとしています。電子化によってそれぞれの公務員一人当たりの仕事量を減らし、また、住民にも迅速なサービスを提供することが可能となります。また、マイナンバー制度(番号制度)を今後取り入れることによって、住民、役所共に資料集め等の手間が減ることにより、効率の良いサービスを提供することが可能となります。このマイナンバー制度は一元管理ではなく分散管理です。そのため自分の個人情報がむやみに濫用される危険性を抑えることができ、個人情報を自分のマイポータルで確認することができるようになります。行政の電子化による様々なワークスタイルの改善によって、区民にサービスを還元することができるということです。

次に、「少子化対策」についてお話を伺いました。豊島区では現在、人口の増加もあり保育所に入れない待機児童が問題になっています。それをどのように解消していくか、段階ごとに分けて丁寧に説明をいただきました。予算の多くを児童福祉費に割いていて、過去5年間の福祉費の約39%、予算全体では15.1%が児童福祉費に充てられています。豊島区では平成9年度から人口が増加しており、子どもの数も少子化の時代の中、平成17年度以降増加しています。これまでは、保育所数を増やすなどして対

応してきました。園児一人当たりの 費用ですが、運営費と保護者負担 分の差があります。保護者負担分を 増やすことも考えたようでしたが、 議会を通らないなどチャレンジした が上手くいかなかったようです。ち なみに保護者負担分は平均2万4千 円ですが高い人は7万円ほど負担し ているとのことでした。待機児童数 は、平成24年度は減少させること に成功しましたが、25年度は急激



に増加し過去最高の数になってしまっています。待機児童は母親が自宅で保育をしていることが大半のようです。これを受け豊島区は待機児童対策緊急プランを作成し、さらなる保育定数の増加を目指すようです。また保育園にも認可保育園から認可されていない保育園まで私たちの知らない様々な種類があることも知りました。地方公務員になった場



合に取り扱わなければならない課題と実際に直面する良い機会となりました。

最後に、「文化政策」の分野についてお話を伺いました。豊島区は平成17年に「文化創造都市宣言」、 平成18年に「文化芸術振興条例」を制定し、「文化」の力を活用してあらゆる分野と連携し、地域が持て る力を最大限に発揮しようという施策を進めてきました。その一環に、にしすがも創造舎における舞台 芸術も入っています。廃校を活用した文化発信です。また、漫画の聖地である「トキワ荘」をはじめと して、様々な地域資源が豊島区にはあるため、それらを活用した事業もあります。まさに、街の特色を 考えた上での、行政における取り組みがしっかりと行われている事例であると考えることができます。

私たちは実際に豊島区役所の方のお話を聞き、国だけでなく地方にも取り組まなければならない問題が山積みになっていることを感じました。しかし、地方によっても取り組み方には様々あると思います。少子化対策を例に挙げれば、豊島区の場合は待機児童の解消が早急の課題となっていますが、これはある意味贅沢な課題です。他方で田舎町に着目してみると、まず子ども自体が少ない、いないといった状態であり、その為、逆に保育園や幼稚園を閉園させなければならない、といった事態を生んでいる地域もあります。地域ごとによって取り組まなければならない問題は様々ですが、それに対してどのように対応していくか、それがこれから公務員になる人たちに求められる問題となっているのは明らかです。

平成27年には新たなランドマークとして豊島区新庁舎が完成します。さらなる飛躍を目指して豊島区は安全・安心な文化都市として挑戦、成長していくと思います。

9. 内閣府





内閣府の任務は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるほか、「皇室、栄典及び制度に関する事務、その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の促進、政府の施策の実施を支援するため

の基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ること」です。



今回、私たちが訪問した時には、内閣官房内閣副長官補室の植草泰彦参事官補佐のお話を聞くことができました。植草さんは、沖縄開発庁総務局総務課、国民生活局総務課調査室、国際平和協力本部事務局企画係長、座間味村役場参事、政策統括官(沖縄政策担当)付参事官補佐、内閣府賞勲局総務課課長補佐、内閣官房長公文書管理検討室参事官補佐、内閣府日本学術会議事務局企画課課長補佐、内閣官房副長官補室参事官補佐など数々の仕事を経験されています。

内閣官房とは、内閣及び内閣総理大臣を補佐する役割です。主に、内閣の重要政策に関する基本的な方針・閣議に係る重要事項・行政各部の施設の統一を図るために必要な事項等に取り組んでいます。国家公務員のメリットは、日本を俯瞰的に見ることができること・制度作りができること・偉い人には結構会えることです。デメリットは、待遇が落ちる一方なところです。

実際に植草さんの話を聞くことによって、もっと社会の出来事を知るべきだと思いました。そのためには、沢山の知識や経験が必要になるので新聞や本をもっと読んだりしないといけないと思いました。また、国家公務員の仕事は事務的なことばかりだと思っていましたが、海外での仕事や高校生との交流

や制度の一からの作り直しなど様々な 経験ができる仕事だということがわか りました。

最後に、内閣府の福井仁史大臣官房 会計課長からもお話を聞くことによっ て、現代の人たちが自然災害が起きた 時や、起きた後何をすべきか考えさせ られました。また、私たちは自然と隣 り合わせであり、もっと自然に対して 関心を持つべきだと思いました。



10. NHK 放送博物館





シャンのサイン等がありました。

NHK 放送博物館には、放送の歴史や昔の機材、NHK で放送された番組などが展示されていました。放送の始まりは1925年(大正14年)の試験放送でした。NHK では、終戦時の玉音放送も流されていました。昔は、「時」を伝えるため、「時報時計」を中心に「どら」や「チューブラベル」などを使っていて、NHK 放送博物館では実際に鳴らすこともできました。他の展示物は NHK 紅白歌合戦の資料や出演されたミュージ

さらには、大河ドラマで使われた衣装や小道具、台本などのあまり見ることができない資料がありました。また、オリンピックや高校野球の資料、さらには、昔の機材から今の機材への技術の進歩なども見ることができ、とても見応えがありました。実際に機材を使って体験するところもあちこちに見られ、私たちが機材を動かすこともできました。このように自分たちで機材を動かすことは、非常に貴重な体験だったと思います。

私たちは、この NHK 放送博物館で、NHK 放送の始まりから現在に至るまでの豊富な資料を見て NHK の歴史や報道・スポーツ・教育・教養・娯楽番組の歩みなど、非常に多くのことを学ぶことがで

きました。ラジオ放送からテレビ放送への進歩、機材や小道具など、放送の歴史に関する様々な資料があり、見て回っていてとても楽しくなる場所でした。見学の時間が一時間ほどだった為、多くの資料のうち、すべてである。要ませんでしたが、すべてが放送の歴史を感じさせるものでした。



私たちにとっては当たり前のようにあるテレビ放送が数十年前まではなかったと考えると、近年での技術進歩は非常に素晴らしいものだと思いました。この先も技術はさらに進歩していくと思うので、どのように変わっていくか興味がわき、また数十年後にも訪れたいと思うところだと思いました。

11. 久米繊維工業

(執筆・編集/江口健太・樺島千斗)



私たちは久米繊維工業を訪問させていただきました。まず、最初に日本酒Tシャツプロデューサーの村上典弘さんから、手掛けたTシャツの数々を御紹介いただきました。その後、墨田区観光協会理事と久米繊維工業取締役会長をされている久米信行さんの講演を拝聴させていただきました。久米さんは、まず自分の好きなものを仕事にする企業づくりについて

の話をしてくださいました。その話の中では、ステークホルダーと呼ばれる「企業とかかわるものを大切にする(お客さん、従業員、地域など)」という言葉を学びました。他にも企業づくりの際には「ものづくり・ことづくり・ひとづくり」が重要であるなど、どのようにすれば企業がうまくいくのか参考になる話ばかりでした。

働くように遊ぶ人、遊ぶように働く人が21世紀型経営者です。また、21世紀経営者における7つの着眼点、①日本が世界からモテモテの国になる、②金融×地震激動期に自分と会社を守り抜く知恵、③少子高齢化×成熟化=ダヴィンチ社員大活躍社会、④すぐやる×やり抜く×オタク社員(奇妙キテレツなもの、好きなこと・ものがある)を採用して活性化、⑤ソーシャルメディアで世のため自分のためにつながること、⑥自然エネルギー×地産地消=地域分権ネット社会、⑦観光地域づくりで地元の農工商

と子供たちが元気になるということも教えてくださいました。どの内容についての話も目を見張るものばかりだったのですが、特に、④の話の中で、オタク社員と呼ばれる人材が社会に求められうる存在であるというのはすごく意外に感じました。確かに前期の課題図書でもあった、「公務員革命」という本の中でもあった通り、より型破りな人材が求められていることが予想できましたが、





実際に久米繊維工業のような会社であってもこのような人材が求められているとは思いませんでした。

自分自身が幸せになるためには、①人は「幸せになるため」に生きていること、②自分を幸せ(不幸)にできるのは「自分」だけだということ、③幸せな人は自分で考え自分で決めて自分で働くこと、④幸せな人は「幸せを感じる力」に長けているということ、⑤幸せな人は「逆境でスイッチが入る」ということ、⑥幸せな人は「我慢強いマゾ体質」の「変人」であるということ、⑦幸せな人は「世のため=自分のため」に働くこと、という7つのポイントがあるということを学ぶことができました。

納得でき、尊敬される人間になること、ありがとうと言われるように、もの・ひと・ことを磨くことによって自分自身を成長させることができるという話もありました。決して企業経営のノウハウ、それに関する知識だけに捉われることなく人間性も磨いていくことはやはり社会においても大事な事だと実感することが出来ました。

また、ソーシャルメディアの活用で企業経営は劇的に変わるということを学びました。具体的には、Facebook や Twitter 上で友達と交流するのではなく、仕事上で関わりを持つ人と SNS 上でやり取りをすることで、仕事を円滑に進められることができ、他にも自分が目標とできる達人を見つけ、その人物から SNS 上で交流を図っていくということも重要だと久米さんはおっしゃられていました。

久米さんの話に対しては、基礎ゼミのメンバーが各々感じる部分があったと思われますが、具体的に 基礎ゼミ以外の人とこういったやり取りをするのは、東京研修ならではで、今回の東京研修の中でも充 実した内容であったと思いました。最初の何分かの間で、久米さんの人柄などを通してすぐに久米さん

の話は面白いと感じることができ、3時間という時間でしたが、最後まで飽きずに集中できる話の内容でした。

全体的な感想は、やはり何かで成功するためには、何事にも前向きに取り組むことが大切であり、また、今回の話を参考にして日ごろから自分のプラスになるような行動を心掛けていくべきだと思いました。



その他の研修

福岡地裁

(執筆・編集/坂本裕貴・江口健太)

私たちは9月5日に福岡地裁に行きました。

福岡地方裁判所は、福岡県福岡市にある日本の地方裁判所の一つで、福岡県を管轄しています。実際の裁判所は独特の雰囲気を発しており、多少緊張しました。

そして、模擬裁判をさせていただきました。裁判官や弁護士、被告人などに分かれて、本格的な模擬 裁判でした。この裁判はおばあさんが家賃を払いに行くときに強盗にあって捕まえられた被告は本当に 犯人なのか、という裁判でした。おばあさんが持っていたお金の金額、種類、そしてお金の傷まで被告

が持っていたものと一致していました。今回の 裁判では被告人は有罪となり、懲役の刑が科さ れました。

そして、一番驚いたのは、裁判が始まるその 日まで裁判長や、裁判官は事件の内容を知らな いということでした。今回の地方裁判所見学 で、裁判に非常に興味を持つことができまし た。法服を着させてもらえたり、裁判長や弁護 士の席などに座れたことは本当に良い体験に なったと感じました。

裁判は自由に傍聴できるそうなので、機会が あれば実際の裁判を生で見学し、裁判の臨場感 を味わってみたいと思いました。



JICA セミナー

(執筆・編集/愛甲辰徳)

9月11日に、希望者が JICA 市ヶ谷ビルで開催された JICA セミナー「日本も元気にする国際協力」シリーズ:「国際協力≒地域活性化─世界で活躍できる人は地域で活躍できる⇔地域で活躍できる人は世界で活躍できる─」に参加しました。

新潟県長岡市は2004年10月23日に起きた中越地震の被災地であり、行政や市民、NPO、大学、企業などの力を結集して、復興へ一丸となり力強く取り組んでいます。その際に多くの青年海外協力隊 OB・OG が復興支援の担い手として被災地に入り、開発途上国での村落開発の経験・手法を活かして現地住民と行政などの間に立ち、コーディネーションしながら被災地支援に取り組みました。また、長岡市では中越地震の経験・ノウハウを風化させないように取りまとめ、国内外へ広く発信していますが、青年海外協力隊 OB・OG が地域住民との関係を取り持つことで、JICA からの研修員のホームステイや、開発途上国防災担当者の長岡での研修の受け入れを促し、それを活かしての途上国での防災対策を促進することに寄与しています。



今回のセミナーでは、国際協力の視点を生かして協働により長岡の地域活性化を推進している長岡市 国際交流センターの羽賀友信センター長、長岡市の職員である大隈一氏、御自身が青年海外協力隊の OBであり、その経験も生かして中越地震や東日本大震災の復興支援に取り組んでいる中越防災安全推 進機構の河内毅氏から、国際協力の経験を活かしての長岡市の地域活性化や、中越地震や東日本大震災 の復興支援の取り組みや、その際に感じているコーディネーションによる協働の重要性、人と人のつな がりによる地域振興や災害支援、また地域の経験を国際協力や途上国での災害支援にいかに活用してい くかという視点からお話を伺うことができました。

このセミナーを聴いて感じ考えたことは、このようなセミナーのという場で質問する人は、皆何かしらの地域おこし等に携わっていてとても意識が高いということです。これらの方々の話を聞いていかに自分の伝えたいことを伝えるコミュニケーションが大事なのかということを知りました。コミュニケー

ションが成功に不可欠ということをこのセミナーで学び、今後自分が何かをすることになった時にこの大きなアドバイスを頭に入れて行動していきたいと思いました

また、質疑応答の中で、「アフリカの方々とはどのように接したら良いか?」や「日本人の持つ概念である阿吽の呼吸は通用しないのか?」という質問に講師の方々は、「相手目線に立つことが重要であり、声を出して相手の求めていることを聞き出すことが必要です」と言っていました。やはり、概念というものよりもコミュニケーションをとることのほうが重要だと感じました。さらに、講師の方々は、普段の会話が考えや意見を言い合う話し合いのようなものになっていることから、話し合いをあまりしないとおっしゃっていました。

このような力を私たちも今後身につけてい く必要があるのではないかと感じました。







編集後記

折登ゼミ

この報告書を編集するにあたって、ゼミ生全員の東京研修で学んだであろう様々な考え、感想を見てきました。その中でも共通していることは、やはり法学部生としての意識改革や、自分の将来をどう考えていくかという展望であったと思います。今回、東京という日本の中心で職務を果たしている公務員や職員の方々のお仕事や施設を見学できたことは、我々のこれからの学習、そしてなにより社会に出て働くということを考えさせられる非常に貴重な体験でありました。ゼミ生全員がこの体験を無駄にすることなく、今後の人生において、今回の東京研修は自分にとって有意義なものであったと再認識できる機会があることを切に願っています。

最後に、この報告書の完成は自分一人の力で作成できたものではありません。研修でお話を頂いた 方々、折登先生、そしてなによりゼミ生のみんなの支えと協力があって完成した賜物でありました。 編集責任者として、この場を借りて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

篠原 謙介

岡本ゼミ

今回の東京研修では、経験豊富なたくさんの方々からお話を聞かせてもらったり、普段では入れない所まで入らせていただきとても充実した研修を送らせていただきました。実際の現場で話を聞くことによって、これからの自分の目標や将来の夢について非常に考えさせられ、非常に良い刺激をいただきました。この聞かせていただいたお話が自分の将来の夢に繋がったり、後押しになったりすれば非常に嬉しいです。

また、編集にあたっては、編集員のメンバー全員が積極的に編集に加わり、コミュニケーションを とっていく中で、確かなチームワークが生まれてきました。未熟なリーダーの私をメンバー全員がサポートしてくれたおかげで編集作業が効率よく進みました。この作業でも、チームワークや協力する ことの大切さを学ばせてもらい編集委員のみんなには非常に感謝しています。

最後になりましたが、今回の東京研修でお世話になった方々、共に学んだ岡本ゼミのみんな、そして学ぶ機会を作ってくださった岡本教授に感謝の気持ちを持ってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

愛甲 辰徳

「公務員の仕事に関する法現場での比較学習」 - 東京研修報告書 -

発 行 平成25 (2013) 年12月25日 発行者 福岡大学法学部

〒814-0180 福岡市城南区七隈8-19-1

電話 (092) 871-6631

編集折登基礎ゼミ学生一同・岡本基礎ゼミ学生一同

